

事 務 連 絡

平成30年12月20日

各位

沖縄県後期高齢者医療広域連合

[公印省略]

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施
術に係る療養費に関する取扱いについて

日頃から後期高齢者医療の制度にご理解とご協力を頂き、ありがとうございます。

厚生労働省において、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いが制度化されたことに伴い、別添のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。

沖縄県後期高齢者医療広域連合

事業課 保険給付2G

担 当：當銘

電 話：098-963-8013